

単品スライドの対象資材について

建設物価調査会 調査部門

はじめに

ここでは、今回の単品スライドの対象品目となった鋼材類、燃料油について、簡単な資材解説と今後の見通しについて触れてみたい。さらに本誌の掲載価格の調査条件を明らかにした後で、単品スライドにおける掲載価格の適用について概要を述べる。

1. 資材概要

① 鋼材類

鋼材は鉄鉱石、原料炭等を主な原材料とし、銑鉄から鋼材生産まで一貫して生産される高炉もの

と鉄くずを主原料とし、電気炉で鋼材を生産する電炉ものに大別される。建設用資材として代表的なものは、コンクリートの補強用として開発された異形棒鋼や躯体として使われるH形鋼であるが、鋼板類等は建設以外の分野でも、自動車、電機、造船、機械と使用されており、用途はきわめて広範囲に及んでいる。

鋼材市況は、2007年内はジリ高に推移してきたが、2008年に入り騰勢を強めた。東京の異形棒鋼及びH形鋼は、年初から6月までに率にして50%強、額においてそれぞれトン当たり37,000円、41,000円上伸した(図1)。この背景にあるのは、中国を中心とした新興国の需要増であるが、直接の契機となったのは鉄鉱石と原料炭の輸入価格の高騰である。ブラジルやオーストラリアの資源メ

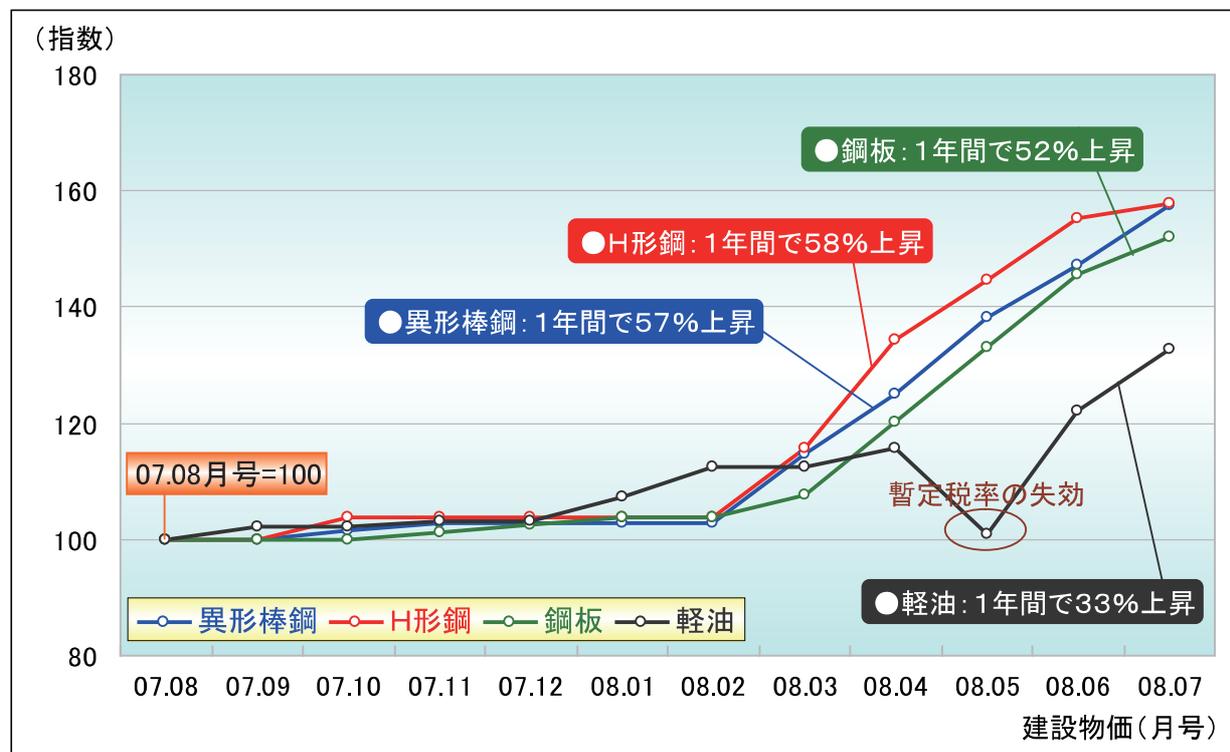


図1 1年間の価格推移 (東京地区)

ジャーは、大幅な契約価格の引き上げを要求、国内鉄鋼メーカーはブラジル産鉄鉱石で前年比65パーセント高、オーストラリア産原料炭で約3倍の提示額を呑まされている。

7月に入り、鋼材市況はやや落ち着きを取戻している。しかし異形棒鋼等電炉ものは、鉄くずの輸出品が入札で高値追いとなっていることもあって騰勢が止まらないため、電炉メーカーの値上げが進行中であり強基調が続いている。その他の鋼材は、原材料高の価格転嫁が一巡したこと、住宅着工の低迷など需要の減少が明らかになったことから高値警戒感も出て、小康状態となっている。

今後の鋼材の価格動向は、需要の急回復は望めないものの、積み残された原材料の価格交渉の決着によるところが大きい。交渉の遅れていたオーストラリア産鉄鉱石は前年比79~96%で決着した。また、スポット物の原料炭がトン当たり370ドルをつけるなど国際的な資源高は続いている。したがって、需要減少がもたらす足踏み状態は今後もあるものの、鋼材市況の堅調は、今後も趨勢としては続くものと予想される。

また、ガードレールなどの鉄鋼加工製品は、4月から値上げされた資材が多く、値上げは段階的に浸透している。しかし、鋼材高の価格転嫁は十分なものとなっておらず、今後も値上げ交渉が続きジリ高基調となろう。

②燃料油

燃料油は、原油高を受けて製品全体が上昇を続けている。原油市況は昨年の6月までは概ねバレル60ドル台(NYマーカンタイル WTI 先物期近)で推移していたが、7月には70ドル台、10月に80ドル台と上昇を続けた。今年に入るとさらに騰勢を強め、6月には140ドルを突破している。原油高騰の理由としては投機資金の流入やドル安説があるが、サウジアラビアやクウェートの増産、米国の戦略的石油製品備蓄の停止措置、中国でのガソリン値上げなどの材料にも反応せず、高値を更新している。

一方、国内の石油製品市況も、4月の暫定税率の失効といった需給以外の要因から、一時的な下落はあったものの、昨年3月以降はジリ高を続けている。

今後の燃料油の価格動向は、原油価格次第とい

えるが、インド、中国を中心とした新興国の需要増が産油国の生産を当面は上回って推移するとの見方が強い。投機資金の動きに対しての決定的な規制の手段は見当たらず、基軸通貨としてのドルに信頼感が希薄になっていること、イラン、イラクといった主要産油国に地政的な不安要因があることから見れば、一本調子の値上がりはないものの、乱高下を繰り返しながらも高値圏での推移が続こう。

2. 掲載価格と調査段階等について

本誌『建設物価』は、月刊誌であり、調査は月間を通して行っているが、毎月10日までに得られた最新の調査結果を、翌月号に掲載している。表記されている調査対象都市において、メーカー又は商社、問屋、特約店から、工事業者などの需要家に販売される価格を掲載している。この調査段階は、掲載ページに資材ごとに図示している。取引数量は、一つの取引の目安として、各調査段階ごとの継続的な取引において、最も一般的とみなされる取引数量を表示している(図2)。

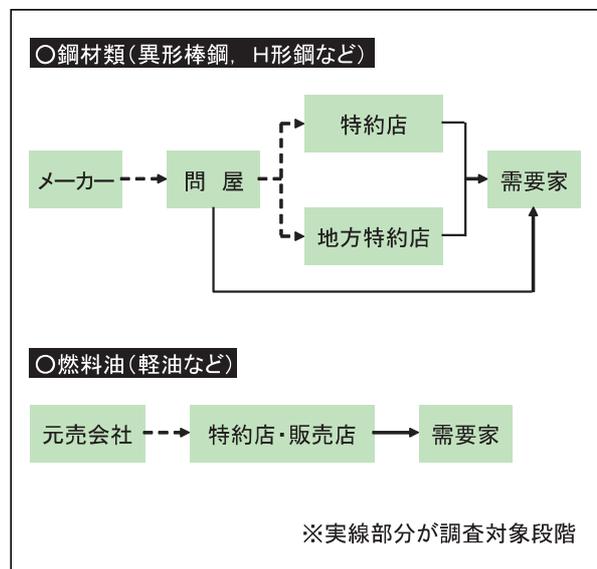


図2 調査段階

①鋼材類

鋼材の販売形態は、店売りと、ひも付きに区分される。店売りは、問屋又は特約店が自己の判断と負担で鋼材を仕入れ、不特定の需要家に自由に販売する形態である。ひも付きは、主に高炉メーカーが採用している販売形態で、需要家が大量の

購入の場合や特定の規格材を調達する場合に見られる。

ひも付きは、月積み契約販売とも言われる。すなわち、ある月に納入される(積み出される)鋼材をあらかじめ注文をとって契約し、計画的に生産(ロール)する先物契約販売である。

高炉メーカーは、ある月の月積み契約分の鉄鋼の注文を、生産(ロール)前に受け付け、生産計画と価格を決定する。地方の需要家の場合は、問屋が代わって高炉メーカーに申し込む。契約は、通常注文書の発行・送付、注文請書の発行・送付のかたちをとる。一度契約されると納入までに価格の変更は行われない。しかし、納入の月がかなり先で、原材料の価格変動が予想される場合は、契約できない場合もある。また、メーカーの操業状態により、需要家の希望する月に納入する生産計画が立てられない場合は、契約の延期や納入時期の再交渉が行われることもある(表1)。

表1 鋼材の販売形態

	ひも付き (月積み販売)	店売り
主なメーカー	高炉メーカー(新日鐵, JFE, 住友金属他)	高炉・電炉メーカー(東京製鐵, 合同製鐵, ダイワスチール他)
契約方法	需要家又は問屋がロール前に契約	需要家が必要時, 都度契約
生産	申し込みを受けて生産	自己の判断で生産
在庫	流通在庫なし	流通在庫あり
納入	メーカー直送	メーカー直送と流通在庫から
対象	形鋼, 鋼管杭, 鋼矢板, 厚中板, 広幅平鋼 など	異形棒鋼, H形鋼, 厚中板 など

②燃料油

本誌『建設物価』の燃料油価格は、給油の形態ごとに掲載されている。ローリー車によるもの、建設現場等における建機・重機に直接給油するパトロール給油を含む小型ローリー車によるもの、ドラム渡し、スタンド渡しなどである。掲載価格は、石油特約店や販売店が継続的に購入する需要家に販売する価格であり、スタンド渡し価格であってもいわゆるスタンドの看板表示価格の集計ではない。新日石、出光など石油元売り会社は、湾岸戦争以降、月単位で仕切り(卸し)価格を設

定している。このため、特約店や販売店と需要家との契約も、月単位もしくは会計上の月単位で価格設定されることが多い。なお、掲載価格のガソリン、軽油は、揮発油税、地方道路税、軽油引取税が含まれている。このため、今年4月には、この暫定税率の失効という特殊要因で価格が変動している。

3. 単価の適用について

国土交通省の単品スライド条項の通達(6月13日付)によると、適用する単価は、鋼材類が現場に搬入した月の実勢価格、燃料油が購入した月の実勢価格と定められている。また、本誌『建設物価』では、各号の調査期間に契約された調査データから実勢価格を定めている。この章では、対象資材について、契約と納入(搬入)の関係、『建設物価』の調査期間と号数の関係等を整理した。

①鋼材類(ひも付き)

ひも付きの鋼材類は、鉄鋼メーカーから購入契約をしたファブリケーター(鋼材加工業者)または工事現場に納入される。契約形態は、月積み契約のため、『建設物価』では、積み出される(納入される)月の実勢価格を掲載している。このため、単品スライド条項の適用は、図3の場合でみると、納入月の『建設物価』号数が対象になる。なお、納入月は、鋼材類の加工の有無、納入条件(ファブリケーターまたは工事現場)等を確認して判断されたい。

②鋼材類(ひも付き以外)

鋼材類のひも付き以外は、鋼材(店売り)、防護柵、PC鋼線、鉄鋼二次製品などが該当する。購入契約は納入の概ね1ヶ月前に完了することが一般的であり、図3の場合でみると、単品スライド条項の適用は、納入月の『建設物価』号数が対象になる。なお、納入月は、ひも付きの鋼材類と同様に鋼材類の加工の有無、納入条件(ファブリケーターまたは工事現場)等を確認して判断されたい。

③燃料油

燃料油は、購入契約と納入の期間が比較的短い

資材といえる。そのため、図3の場合でみると、単品スライド条項の適用は、納入月の翌月の『建設物価』号数が対象となる。

4. 『Web 建設物価』の活用について

当会では、昨年4月から月刊の本誌『建設物価』に、これまで未掲載だったが工事積算に使用頻度の高い資材、工種、地区を約1.5倍追加した価格情報を、『Web 建設物価』としてインターネット配信している。単品スライド条項の適用に当たっては、特定資材の価格推移の確定が必要とされることから、各段階（発注時、納入時など）

の価格を、発注者受注者ともに簡便に把握できるものが必要になっている。

『Web 建設物価』には、2007年4月号から2008年8月号（最新号）までの掲載価格をすべてデータ保存している。したがって、マイページ登録機能を使えば、必要とされる建設資材の各段階の価格を瞬時にチェックすることが可能となる。また、PDF印刷も可能だ。2007年3月号以前のデータについては、5年分の建設物価掲載価格がPDFで確認できる。

スライド条項適用にむけての作業軽減のために是非利用していただきたい。

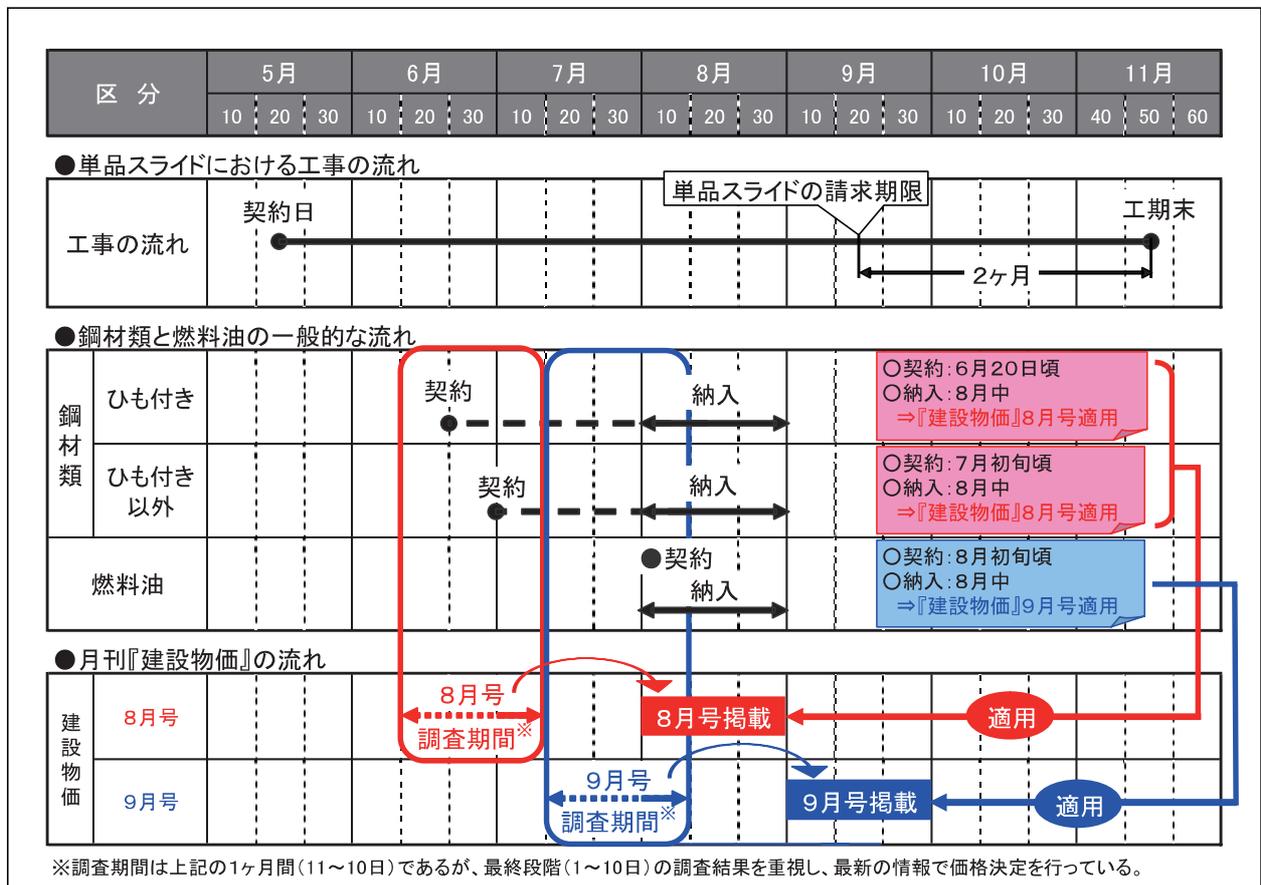


図3 『建設物価』適用の考え方 (イメージ)